

あなれが

CONTENTS

- 2面 労働審判制度が始まります。
- 3面 平成17年版犯罪白書完成!
- 4面 子どもたちのかけがえのない命を守るために

2006 JANUARY Vol.13

法務省大臣官房
秘書課広報室

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/>



新しい制度とはどのようなものですか

医療観察制度は、平成17年7月に施行された、いわゆる「心神喪失者等医療観察法」に基づく制度です。

精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任をまったく問えない状態を心神喪失、限定的な責任を問える状態を心神耗弱と呼びます。

このような状態で重大な他害行為が行われることは、被害者に深刻な被害を生ずるだけでなく、その病状のために加害者となるということからも極めて不幸な事態です。そして、このような人については、必要な医療を確保して病状の改善を図り、再び不幸な事態が繰り返されない

いよう社会復帰を促進することが重要です。

新制度では、国の責任において手厚い専門的な医療を統一的に行い、地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設けることなどが新たに盛り込まれています。

地域社会における処遇はどのように行われるのですか

本制度による地域社会における処遇を行う期間は、通院決定又は退院決定を受けた日から、原則3年間となります。期間中は、厚生労働大臣の指定する医療機関において、国費により必要な医療が行われます。

精神障害者の地域ケアには、医療機関のほか、精神保健福祉関係の多くの機関が関わっていますが、この制度では、これら関係機関の連携が十分に確保されるよう、保護観察所が処遇のコーディネート役を果たすこととされています。

具体的には、関係機関と協議の上、対象となる一人ひとりについて、地域社会における「処遇の実施計画」を作成したり、地域での医療や援助に携わるスタッフによる「ケア会議」を随時開催するなどして、必要な情報の共有や処遇方針の統一を図ることとしています。このほか、本人と面談したり関係機関から報告を受けるなどして、その生活状況等を見守り（「精神保健観察」といいます）、地域において継続的な医療とケアを確保していくこととしていきます。これらの業務を適切に実施するため、保護観察所には、精神保健や精神障害者福祉等の専門家である「社会復帰調整官」を新たに配置しています。

医療観察制度が始まりました。

医療観察制度は、心神喪失等の状態で、殺人や放火など重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰の促進を目的とする新たな処遇制度です。



どのような人がこの制度の対象となるのですか

心神喪失又は心神耗弱の状態、殺人や放火などの重大な他害行為を行い、①不起訴処分となった人、②無罪の裁判が確定した人、③刑を減軽する旨の裁判が確定した人（実刑になる人は除きます）が対象となります。このような人について、検察官が地方裁判所に対して、この制度による処遇の要否や内容を決定するよう申し立てることに

対象となる人の入院や通院はどのような手続で決定されるのですか

この制度では、入院や通院を地方裁判所で行われる審判で決定することとしています。検察官からの申立てを受けた裁判所では、裁判官と精神科医（「精神保健審判員」といいます）それぞれ1名から成る合議体を構成し、両者がそれぞれの専門性をいかして審判を行うこととなります。

審判の過程では、鑑定が行われるほか、必要に応じて、保護観察所による生活環境（居住地や家族の状況、利用可能な精神保健福祉サービスなど）の調査が行われます。裁判所では、この鑑定の結果を基礎とし、生活環

入院決定を受けた人の医療はどのように行われるのですか

この制度で入院決定を受けた人に対しては、厚生労働大臣の指定する国公立病院等（指定入院医療機関）において、国費による、手厚い専門的な医療が行われます。また、入院中から、退院後の生活環境の調整が継続的に行われます。

入院中に、指定入院医療機関又は本人等からの申立てにより、入院による医療の必要性がないと認められたときは、裁判所により直ちに退院決定がなされます。

「医療観察制度」の概要



審判
医療
地域社会における処遇

杉浦大臣ってどんな人?



法務大臣は、昨年10月31日の内閣改造で南野大臣から杉浦正健(すぎうら・せいけん)大臣に変わりました。杉浦大臣ってどんな人でしょう。しし座のB型、昭和9年に愛知県岡崎市で生まれ、青春時代を過ごしました。趣味は、クラシック音楽鑑賞、ジョギング、ウォーキングで、座右の銘は、「正心誠意」です。これは、杉浦大臣が尊敬する勝海舟の言葉です。信念と真心を持って、一生懸命物事を行うという意味です。

大学を卒業後は、民間企業で一時働いた後、学生時代から手がけていたアジア等から来日する留学生・技術研修生のお世話をする事業に身を投じ、30代半ばからは、弁護士として社会で起こるさまざまな法律問題の解決に取り組みました。第一東京弁護士会副会長を務めた後、昭和61年に衆議院議員となりました。以来、政界で活躍し、法務大臣就任前は、内閣官房副長官や外務副大臣などを務めました。

大臣就任に当たっての抱負は、「世界一安全、安心な国の復活」。治安対策、再犯防止対策、出入国管理対策の強化・充実により、国民が安心して日ごろの生活が送れるよう努めたい。日本司法支援センターの設立や裁判員制度の導入など、司法制度改革の成果を国民が実感できるようにすることにも意欲をもっています。

難しい問題でも、誠実に一生懸命に立ち向かっていく杉浦大臣にご期待ください!

内閣改造に当たっては、副大臣の交替もあり、衆議院議員の河野太郎氏が新副大臣に就任しました。三ツ林隆志大臣政務官は昨年9月に就任し、この内閣改造で再任されました。

対象となる精神障害者の社会復帰という本制度の目的を達するためには、司法、医療、保健、福祉といった分野を越え、そして、国、地方公共団体、民間と

いった立場を越えた連携が求められます。本制度に対する皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

労働審判制度が始まります。

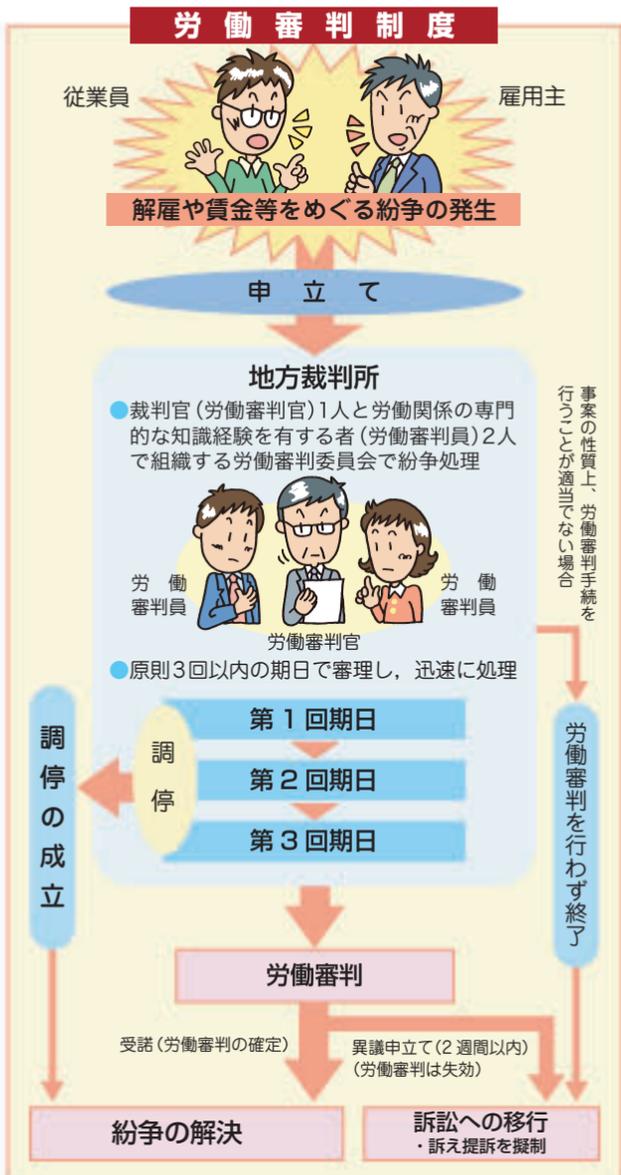
解雇や賃金などをめぐる労働紛争を解決するための新しい手続が、平成18年4月1日から導入されます。

労働審判法の施行

近年増加している労働関係のトラブルについて、裁判所が、当事者の話し合いの仲介をしたり、判断を示したりして解決を図る「労働審判制度」を創設する「労働審判法」が施行されます。

従業員と雇用主との間の労働関係についてのトラブルを、専門家の知識を生かし、迅速、適正かつ実効的に解決することができるようになります。

会社を解雇されたり、給料が支払われなかったりしたことをめぐって、個々の従業員と雇用主との間でトラブルが生じた場合には、これまでは、当事者同士の話し合いによって解決できなかったら、民事裁判を起して解決を求めるしかありませんでした。



労働審判制度は、このような個々の従業員と雇用主との間のトラブルについて、民事裁判を起さなくても、裁判所による迅速かつ適正な解決が得られるようにするために設けられた新しい制度です。

【特徴】

① 労働関係の紛争の処理等について労働者又は使用者の立場で関わった経験のある人が、「労働審判員」として裁判官といっしょに手続を行います。

労働審判制度においては、裁判官(「労働審判官」といいます。1名と労働関係に関する専門的な知識・経験を有する「労働審判員」2名からなる「労働審判委員会」が審理を行います。労働審判員は、労働組合の役員や、会社の人事・労務の担当者等として、労働関係に知識・経験を有している人から選ばれます。

② 原則として3回以内の期日で審理を行い、結論を出します。労働審判制度においては、労働審判委員会は、原則として3回以内の期日で審理を行うこととされており、その間に当事者間の話し合い(「調停」)が成立しない場合には、労働審判委員会が判断(「労働審判」)を行います。そして、その審判に対して、従業員と雇用主の双方に異議がなければ、その効力は確定して、迅速にトラブルを解決することができます。



③ 裁判官も労働審判員と一緒に審理します。労働審判制度においては、手続は、地方裁判所の裁判官の中から指定される労働審判官の指揮の下で行われますが、結論は、労働審判官と2人の労働審判員とが話し合いの上で決めますので、適正な手続の下で、法律の趣旨やトラブルの実情に添った内容の労働審判が行われることが期待できます。

労働関係のトラブルの解決方法の選択肢が増えます。

労働審判制度が導入された後も、これまでどおり、裁判所での第三者の調停委員を交えてじっくりと話し合ったり、調停の手続を図る「民事調停手続」を利用することができ、初めから民事裁判を起すこともできます。また、裁判所で行う手続の外にも、都道府県労働局に設けられた「紛争調停委員会」によって行われるあっせん等の手続があり、これらも利用することができます。トラブルが生じた場合には、その内容や、自分が望む解決方法に最も適する手続を選んで利用することが大切ですが、今回の労働審判制度の導入により、その選択の幅が広がります。

「日本司法支援センター」の愛称及びロゴマークが決定しました

「法テラス」と呼んでください!

日本司法支援センター



- **どんな愛称なの?**
愛称は、「法テラス(読み:ほうてらす)」といいます。
- **愛称やロゴマークには、どんな意味があるの?**
「法テラス」という愛称は、法的トラブルを解決するために頼りになる相談窓口などをご案内することで、悩んでいらっしゃる方々のモヤモヤとした心に光を「照らす」場という意味を込めて作ったものです。また、そのような方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと陽がさし、気持ちの良い場所というイメージを持ちます。)のような場でありたいという意味も込めています。
太陽の傘をあしらったロゴマークは、トラブルを抱えた方々が、その解決の方向へと迷うことなく進んでいただけるように明るい光で照らしたいという願いを表しています。また、「傘」をロゴマークに使うことで、雨にぬれて困っている方に、傘をさしかけるように支援したいという意味も込めています。
- **なぜ、愛称やロゴマークが必要なの?**
何よりも、一人でも多くの方に、日本司法支援センターを知っていただきたいからです。支援センターは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指して、新たに設立される法人です。しかし、せっかく新しいものを作っても、みなさんに利用していただければ、何の意味もありません。支援センターは、みなさんにとって、身近で、気軽に利用していただける存在をめざしています。みなさんは、ご家族やお友達を親しみを込めて愛称で呼んだりしますよね。「日本司法支援センター」もみなさんのご家族やお友達のように、困った時に気軽に相談されるような存在でありたい、そういう願いから愛称とロゴマークを作ることにしたのです。
- **最後に**
みなさんが、トラブルに巻き込まれた時に、「そうだ『法テラス』に聞いてみよう!『法テラス』なら何とかしてくれる!」と思っていただけるように、もっともっと日本司法支援センターをみなさんの身近な存在にするようにしたいと思います。
「法テラス」の業務開始は、平成18年秋です。どうぞご期待ください。

ねんが博士のQ&Aコーナー お答えします

今回の質問は? 「人権相談」について

Q 人権相談って何ですか?

A 人権相談とは、普段の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのだろうかと思いついた時に、法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員や法務局職員が相談を受け、問題を解決するために助言などを行う活動のことです。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。
相談例としては、高齢者や子どもへの虐待、セクシュアル・ハラスメントや女性に対する暴力、体罰や「いじめ」、騒音などの近隣間のトラブル、離婚や相続といった家庭内の問題など様々です。
なお、人権相談のうち、人権侵犯に該当する疑いのある場合は、直ちに救済手続を開始します。

Q 人権相談所はどこにあるのですか?

A 法務省の人権擁護機関による人権相談所の開設は、昭和24年2月26日に東京銀座の三越百貨店で開かれたのが最初でした。現在は、全国の法務局・地方方法務局又はその支局に常設の人権相談所を開設しています。また、女性の人権に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」、子どもの人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を全国の法務局・地方方法務局に設置して相談に応じているほか、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設している法務局・地方方法務局もあります。この他にも、多くの方が利用できるよう、随時、デパートや市町村役場などにおいても、特設の人権相談所を開設しています。
相談窓口についての詳しい開設場所や開設日時等については、法務省のホームページか、最寄りの法務局・地方方法務局又はその支局にお気軽にお尋ねください。

平成17年版

犯罪白書完成!



今年の犯罪白書の 特徴は?

今年の特集のテーマは、「少年非行」です。少年の人口が減っている割には少年非行は減っていません。少年の凶悪・重大事件が依然として新聞の紙面をにぎわせており、事件の動機を理解しにくいものもあります。少年非行を防ぐことは、社会にとって大切なことです。

そこで、今年のお白書では、最近の非行少年にどんな問題があるのか、非行少年の立ち直りのために何をすればよいのかを分析しています。

犯罪は減っているの?

平成16年に警察が刑法犯を認めた件数は、約342万件で、昨年より約21万件減少しています。

非行少年って何歳?

非行少年には、
①犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の少年)
②触法少年(刑罰法令に触れることをした14歳未満の少年)
③未熟少年(性格又は環境に照らして将来罪を犯すなどのおそれがある20歳未満の少年)の3つがあり、家庭裁判所が処分を決めます。

どんな非行が多いの?

平成16年の少年の一般刑法犯(交通事故による過失事件を除いたもの)で、一番多いのは、窃盗で約58%を占めています。

非行少年は 変わったの?



最近の非行少年の抱えている問題の自身の変化を調べるため、「少年院の先生」に対して意識調査を行いました。その結果、60%以上の先生は「変化した」と回答していて、70%以上の先生は、「処遇(非行少年を更生させようと教育すること)が難しい非行少年が増えた」と答えています。

最近の非行少年の 問題点は?

白書では、「一人に対する思いやりや人の痛みに対する理解力に欠ける」、「対人関係を円滑に結ぶスキルが身に付いていない」などの問題をもった非行少年が増えているとしています。また、「子供の行動に対する責任感がない」などの問題をもった非行少年の保護者が増えているとし、最近の非行少年を処遇していく上での留意点についてまとめています。

矯正・保護では どんな取組を している?



少年院では、「被害者の視点を取り入れた教育」として、在院者自らの犯罪と向き合い、被害者等の置かれた状況や犯した罪の大きさを認識させ、被害者に誠意を持って対応していくことを目的に指導を行っています。また、他の生徒と集団生活をするこによって、適切な対人関係を学べるようにしています。保護者に対しては、保護者会や面会等を通じて、社会復帰に向けた協力をお願いしています。



少年院の体育

保護観察では、少年に対して被害者等への自発的な謝罪や被害弁償を促すような指導を行うほか、社会に適応する能力を向上させるための社会参加活動の充実や就職のための指導や支援に努めています。また、少年への対応に悩んでいる保護者からの相談に応じたり、保護者向けの集団講習会を開催するなどしています。

少年非行を防ぐには?

少年非行は、家庭、学校、地域社会等の問題が複雑に絡み合って生じています。国は、非行少年に立ち直りの機会を与え

ますが、非行少年が立ち直るためには、家族や少年が住んでいる地域社会の協力が不可欠です。この白書を、地域社会の中での非行防止や非行少年の更生のための取組に役立ててほしいと考えています。

保護観察官 ってどんな人



西江尚人さん(37歳)
東京保護観察所

保護観察官は、地方更生保護委員会事務局(全国8か所)及び保護観察所(全国50か所)に配置されています。心理学、教育学、社会学、法律学などの専門知識に基づき、主に、受刑者や少年院在院者の仮釈放審査に関する業務、犯罪や非行をした人たちの通常の社会生活の中で指導・援助する保護観察業務、地域社会における犯罪・非行の予防に関する業務などを行います。保護観察や犯罪予防活動においては、保護司をはじめとして、地域のさまざまな方と連携しながら業務を実施しています。

保護観察官のやりがい

「11-112」。人の人生にかかわる我々の仕事にこの常識的な方程式は全く当てはまりません。時にゼロであったり、マイナスであったり……。この難問を解くために、いろんな知識を学び、経験することによってプラスの結果を導き出すことができた時、それがこの上ないやりがいを感じさせてくれる瞬間となります。

国民のみなさんに 対するメッセージ

安全で安心して暮らせる社会のためには、犯罪や非行を起させない社会環境と、犯



仕事を する中で、 うれしかったこと、 苦しかったこと

うれしかったことは、以前保護観察を受けていた人から、近況報告がつけられた年賀状をもらったこと。苦労したことは……。日々苦労の連続ですが、その分、喜びも大きいもの。国民のみなさんから信頼される保護観察官であり続けるよう頑張っていきたいと考えています。



おてきな情報! 満載! Information インフォメーション

★「平成17年度 I種試験志望者対象 霞ヶ関官庁探訪」(人事院主催)

- 期日 平成18年3月1日(水)
- 時間 9:50~17:50
- 場所 東京保護観察所 集団処遇室
(中央合同庁舎6号館A棟1F)

I種試験を志望する方々に対して、法務省の業務説明及び職場紹介等の情報提供を行います。

★人権擁護委員に対する 法務大臣表彰式が開催されました。

10月4日(火)に法務省大会議室にて、人権擁護委員に対する法務大臣表彰式が開催され、富田法務副大臣(当時)から、特に功績があった人権擁護委員120名に対して表彰状が授与されました。

★「東南アジア諸国出入国管理セミナー」 を開催しました。

入国管理局は、11月28日・29日に「第19回東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催しました。このセミナーでは、東南アジア諸国をはじめ、環太平洋諸国18の国及び地域の出入国管理機関と4つの国際機関の担当者が、各国等の出入国管理行政の抱える諸問題、その対策について情報交換・意見交換を行いました。

注) 1 警察庁の統計及び総務省の統計局の人口資料による。 4 「少年人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、「成人人口比」は、20歳以上の成人人口10万人当たりの成人刑法犯検挙人員の比率である。

2 触法少年の補導人員を含む。

3 昭和45年以降は、触法少年の交通関係業務を除く。

